

令和 7 年度沖縄鉄軌道機運醸成等委託業務

仕様書

1. 委託業務名

令和 7 年度沖縄鉄軌道機運醸成等委託業務

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 20 日までとする。

3. 業務目的

機運醸成の取組を通して、県民が鉄軌道の導入効果等を理解し、県民自ら必要性等を情報発信することにより、より広く県民の機運醸成につながるよう、①小学生向けワークショップを行う。加えて、令和 7 年の戦後 80 年という節目に、鉄軌道の導入効果を広く県民に周知し、改めて導入に向けた機運醸成を図ることを目的に、②県内鉄軌道 PR イベント及び③パネル展を行う。また、今までに県が実施した鉄軌道導入に関する取組により、鉄軌道に対する県民意識の向上が定量的に把握できる内容の④アンケート業務を実施すること。

4. 業務内容

(1) 作業計画の作成 等

委託業務の円滑な実施に向け、作業計画を作成し発注者と事前に調整を行うこと。

また、業務内容によって必用に応じて広報（メディア等）計画についても記入すること。

(2) 小学生向けワークショップの実施

- ・交通・まちづくりに関する専門家を講師として、交通交通の現状や課題、鉄軌道の効果等を理解し、将来の導入促進につながるようなワークショップの実施企画を提案すること。
- ・駅周辺に求める機能を小学生目線で考えてもらうことにより、鉄軌道導入によるまちづくり効果を県民に発信するような内容とすること。

【概要】

沖縄県内の小学生 40 名程度（5 名/組を 4 グループ程度×2 回）を募集し、公共交通の乗り継ぎ、駅周辺のまちづくり、将来の公共交通等を題材としてワークショップ、発表を行う。

【募集方法】

- ① 過去に作成したチラシ等を参考とし、小学生配布用チラシを作成・配布するほか、各種 SNS やメディア等で周知する。
- ② 小中学生用チラシを、沖縄本島内小中学生（小学 5・6 年生）を対象に、本島内各小学校へ郵送する。

【留意事項】

- ① チラシについては、ワークショップの 1 ヶ月前に送付し終えること。
- ② ワークショップを進行するため、ファシリテータ等を手配すること。
- ③ 事前に承諾を得たうえで、映像記録を残すこと。
- ④ 沖縄県が製作した鉄軌道 PV やニューズレター等を活用しながら理解醸成を図ること。
- ⑤ ワークショップで出た意見等については、本県が策定予定の「次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）」に反映できるよう整理すること。

(3) 県内鉄軌道 PR イベント

【概要】

令和7年に戦後80年を迎える沖縄県の新たな飛躍を展望する大型プロジェクト（沖縄鉄軌道）について、広く県民に周知し、機運醸成につなげるとともに、本県経済社会の自立的な発展に寄与することを目的に、県内鉄軌道 PR イベントを行う。

【対象者】

沖縄県民向け

【留意事項】

- ① 関係機関との調整を密に実施すること。
- ② 鉄軌道と関連のある企業等との連携も可とする。
- ③ 集客力を高めるための効果的な周知方法を提案すること。

(4) パネル展

【概要】

鉄軌道導入に向けた機運醸成を図るため、鉄軌道沿線市町村に所在する関係施設の開催場所において、パネル展示を行い、本県における鉄軌道の必要性をPRする。

【留意事項】

- ① 3市町村以上での実施を必須とすること。
- ② 掲示期間は、概ね7日～10日程度を想定するが、開催場所等の状況に応じて、柔軟に対応すること。
- ③ パネル掲示用のボードは、可能な限り開催場所等から借用すること。
- ④ パネル展示場所に人員の貼り付けは行わず、パネル展開催及びアンケート協力依頼に関する案内用紙を掲示し、パネル閲覧者から意見の吸い上げを行うこと。
- ⑤ アンケート協力依頼に関する案内用紙にはアンケートのためのQRコードを印字することとする。
- ⑥ 掲示パネル枚数は、計15枚程度を想定するが、開催場所の規模等に応じて、調整する。
※パネルは、令和6年度以前に作成したものを活用するが、6年度及び7年度の取組に関する内容のパネルを追加で作成すること（5枚程度）。
- ⑦ 関係者連絡調整、必要に応じて会場の確保等を行うこと。

(5) アンケート業務

【概要】

- ・鉄軌道導入に係る県民意識のアンケートを実施する。
- ・今までに県が実施した鉄軌道導入に関する取組により、鉄軌道に対する県民意識の向上が定量的に把握できる内容のアンケートを実施すること。

【対象者】

沖縄県民向け

5. 成果物

(1) 報告書等

- ・ワークショップ等結果報告書 1 式
- ・総会結果報告書に係る電子データ (CD-R) 1 式

(2) 納入場所

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県企画部交通政策課

6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

市町村や関係者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負させることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7. 進捗確認

本事業の実施にあたり責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに沖縄県交通政策課に対して統括責任者の氏名及び役職等を報告すること。

業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せについて、必要に応じて沖縄県庁舎内で開催すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。

8. 企画提案総額の上限額等

提案にあたっての上限額は、13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。なお、消費税及び地方消費税の税率については、全機関において10%で積算すること。

9. 委託業務の経理等

当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。

委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

10. 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

11. 特記事項

- ・本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ・本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。